

## 平成28年度六戸町社会福祉協議会事業計画（案）

### 基本理念

「みんなで支え合い すべての人が安心して暮らせる町づくり」

### 基本方針

少子高齢化、住民の働き方の多様化や核家族化の進行等により、支え合いの基礎となっていた家族や地域社会の機能の変容し、これまでであった家族機能の低下や地域社会のつながりの希薄化が進んでいます。

このような中、高齢者や障がい者等の虐待、社会的孤立や自殺、ニートや引きこもりなど、解決が難しい福祉課題や生活課題を抱え生活に困窮している方が増加し、なんらかの支援が必要とされています。

社会福祉協議会がこれまで培ってきたコミュニティワークや個別支援の実践を基に、地域住民が安心した生活を送るために住民と一体となった地域福祉の推進を図り、地域の課題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組んでいく必要があります。

社会福祉協議会の使命として、個人の尊厳、自立支援、利用者本位を掲げ、様々な事情により生活が困難な状態であっても、安心して地域で生活できる連帯感の醸成や制度の谷間にある住民への支援を総合的にコーディネートすることにより、地域で安心した生活が継続できることを目指しています。

本会の基本理念の実現に向け、地域福祉を総合的に進めるために次の項目を重点事業として取り組んでいきます。

- 1 生活支援体制整備事業を活用した生活支援コーディネーターや協議体の設置等を通じて、多様な生活支援サービスのネットワーク化やサービスの開発をしていきます。また、民生委員を中心とした見守りサポーターを配置し、高齢者のみの世帯の見守り体制を構築していきます。
- 2 高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送れるように支援するため、住民、団体、関係機関と連携し、ふれあいサロンや高齢者の生きがいと健康づくり事業を推進していきます。
- 3 生活困窮者自立支援制度や日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付制度等を通じて、様々な生活課題を抱えている世帯に対して関係機関・団体と協力して支援をしていきます。
- 4 法人全体の安定的経営を目指し、各種事業収入の増加のための施策を検討します。

## I 住民参加で安心の町づくり（地域福祉活動の推進）

希薄になりがちな地域社会（近所のつながり）の再構築と地域力向上を目指し、生活支援体制整備事業、福祉安心電話サービス事業を推進し、高齢者世帯の見守りや生活支援体制の整備を行っていきます。

### 1-1 住民参加による支え合い活動

#### (1) 六戸町生活支援体制整備事業（平成28年度～）【町受託金】 ★新規

本事業は地域包括ケアシステムの構築を図るため、生活支援コーディネーターの配置と協議体を設置し、地域の福祉ニーズに即した資源開発やネットワークづくりを行います。

- ①協議体会議の開催 年6回
  - ア 地域支援・ニーズの把握
  - イ 新たな地域資源の開発
- ②生活支援コーディネーターの配置
  - ア 関係機関のネットワークの構築
  - イ 地域支援ニーズと提供主体活動のマッチング
- ③高齢者世帯の見守り体制の構築
  - ア 民生委員を中心とした見守りサポーターの配置
  - イ 地域ごとのネットワーク会議の開催 年2回以上
  - ウ 見守りサポーター養成研修会の開催 年1回
- ④視察研修会  
平成28年5月頃 神奈川県鎌倉市

#### (2) 緊急通報システム 福祉安心電話サービス事業（平成2年度～）

##### 【会費、町補助金、県社協助成金】

概ね65歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、近隣に4人～5人の協力員を配置し、通報時の安否確認と不安の解消を目的に、県社会福祉協議会が運営する福祉安心電話を設置し、24時間体制で見守りをします。近隣の住民、福祉、保健、医療など地域の関係機関・団体とネットワークを図り見守り体制の充実を図ります。

- ①設置者 41世帯（平成28年3月1日現在）
- ②新規設置台数 3台
- ③機種交換 23台
- ④事業内容
  - ア ふれあいテレフォン 月1回
  - イ 訪問活動（点検及び電池交換、設置者のニーズ把握） 随時
  - ウ 設置者・協力員説明会 随時
  - エ 協力員研修会 平成29年2月
  - オ 福祉安心電話サービス事業の啓発

(3) ふれあい・いきいきサロン（平成9年度～）【町受託金】

身近な公民館等を利用し、様々な団体・機関と連携しながら介護予防並びに福祉コミュニティの活性化を図っていきます。

- ・開催日 通年 99回開催予定 目標参加者 延1,500人 新規開催地区1ヶ所
- ・開催地区 14ヶ所  
上吉田、七百、小平・柳町、鶴喰、大曲、長谷、金矢、川原新田、小松ヶ丘、みなみ（南町一、南町二）、沖山、通目木、押込、上町
- ・参加費 300円～1,000円
- ・主な内容 創作活動、レクリエーション、健康体操、世代間交流、料理教室、保健師による健康相談、日帰り旅行
- ・サロン従事者打合せ会 2月開催

1-2 福祉団体・当事者団体の支援育成

(1) 福祉団体への支援（平成元年度～）【町補助金、共同募金配分金】

福祉団体等に助成金を交付するとともに、パートナーシップを図り連携・協働して高齢者・障がい者及び家族など当事者団体の育成及び会員増強、福祉向上に努めます。

①助成団体

町老人クラブ連合会、町身体障害者福祉会、町手をつなぐ親の会

②第39回上北郡愛の輪レクリエーション大会の開催（上北郡社協主催）

- ・期日 平成28年10月14日（金）
- ・場所 六戸町総合体育館

(2) 在宅介護者の集い（平成5年度～）【会費、共同募金配分金、事業収入】

介護者を介護から一時的に開放し、日帰り旅行等を活用した介護者相互の交流会を開催し、介護者の心身のリフレッシュを図ります。

- ・期日 平成28年10月7日（金）
- ・参加費 1,000円
- ・場所 八戸市（予定）
- ・参加者目標 20人

(3) ひとり親家庭学習交流会（平成27年度～）【会費、共同募金配分金】

母子父子家庭を対象に参加者相互の交流を図るとともに制度の周知、子育てに関する悩みを相談する機会を設け、不安の解消に努めることを目的とします。

- ・期日 平成28年7月31日（日）
- ・場所 五所川原市立佞武多の館・ELM
- ・対象 母子父子家庭の親子 10組
- ・参加費 親 1,000円 子 500円
- ・内容 親：制度勉強会 子供：もの作り体験

**1-3 広報活動・福祉活動の啓発 【会費、共同募金配分金】**

広報誌の発行、ホームページなどにより、各種福祉制度に関する情報や社協の事業、ボランティアに関する情報など、住民の目線に立った福祉サービスの情報提供に努めていきます。

(1) 社協広報誌・情報誌の発行（平成元年度～）

- ①社協だより「ふれあい」の発行（2色刷り A4 8頁） 5月、9月、1月 3回発行
- ②社協通信「コラボ」の発行（A4 2頁）9回  
4月、6月、7月、8月、10月、11月、12月、2月、3月

(2) ホームページによる情報提供（平成19年度～）

ホームページの内容の充実と行事等の更新を行います。

ホームページに現況報告書等の掲載をします。（定款、役員名簿、理事会等開催状況、事業報告書、貸借対照表、財産目録、資金収支計算書、事業活動収支計算書等）

(3) 第21回六戸町社会福祉大会（平成元年度～）

社会福祉関係者及び住民が一堂に会し、社会福祉に対する理解と連携を深めると共に社会福祉の発展に功績のあった方々の表彰を行います。

- ・期 日 平成28年10月23日（日）
- ・場 所 六戸町文化ホール
- ・内 容 社会福祉功労者の表彰  
共同募金協力者の表彰
- ・参加者目標 350人

●青森県社会福祉大会

- ・期日 平成28年11月15日（火）
- ・場所 リンクモア平安閣市民ホール

●上北郡社会福祉大会

（主管 野辺地町社会福祉協議会）

- ・期日 平成28年10月21日（金）
- ・場所 野辺地町

(4) 社協まつり（平成8年度～） ※第21回六戸町社会福祉大会と併催

- ・期 日 平成28年10月23日（日）
- ・場 所 六戸町文化ホール
- ・内 容 社協活動、福祉団体活動紹介、ものづくり体験、遊びの広場、ステージ発表、模擬店など

**1-4 福祉課題の把握及び援護活動 【会費】**

(1) 福祉懇談会の開催（平成14年度～）

地域の中での困りごとや福祉課題を共有し、問題解決に向けて話し合うとともに社協が行う事業の説明を行います。

- ・目標 5地区

(2) 調査・研究（平成元年度～）

民生委員児童委員協議会・保健・福祉・医療関係者との連携により、要援護者世帯の実態把握並びに福祉ニーズの把握を行い、問題解決に努めていきます。

- ①民協定例会での情報交換（月1回）
- ②六戸町地域ケア会議
- ③生活困窮者自立支援 上北窓口支援調整会議
- ④福祉協力員会議 12月、1月

(3) 援護活動事業（昭和63年度～）

自然災害、火災等の被災者等への支援活動として、災害により被害を受けた世帯へ災害見舞金の支給並びに災害により死亡した遺族に対して災害弔慰金を支給します。

①災害見舞金

住居が全壊、全焼又は流出した場合	10,000円
住居が床上浸水した場合	5,000円
住居が半壊又は半焼した場合	5,000円
災害弔慰金	5,000円

②災害ボランティア活動

災害時における被災地への職員及びボランティアの派遣

## II 人と人がつながる町づくり（ボランティア活動の振興）

行政や関係機関、社会福祉施設・団体・企業等との連協・協働により、福祉教育、ボランティア活動の振興に取組、住民の主体的な福祉のまちづくりの参画を推進していきます。

また、災害時のボランティア体制づくりやネットワークづくりを進めていきます。

### 2-1 福祉教育の推進と人材育成 【会費、共同募金配分金】

(1) 出前福祉講座（平成7年度～）

当事者やボランティア、社協職員、関係機関職員等が講師となり、学校や地域に出向き福祉・ボランティア・その他の分野で実施します。

①体験メニュー

車椅子体験、高齢者疑似体験、手話体験、アイマスク・ガイドヘルプ体験、点字体験、盲導犬について、防災講座、伝承講座、福祉・ボランティア講話他

②実施予定

体験メニュー	学校・団体等
手話体験	六戸小学校、大曲小学校
高齢者疑似体験	六戸小学校、大曲小学校
点字体験	大曲小学校
車椅子体験	六戸小学校、大曲小学校
盲導犬について	開知小学校
視覚障害について	六戸小学校
郷土料理	六戸高等学校
防災講座	町内会 2ヶ所

(2) 夏！ボランティア体験2016（平成8年度～） ・参加目標120人

ボランティア活動に参加する意欲があっても参加のきっかけをつかむことが難しい方に対し、「広がれボランティアの輪連絡協議会」が提唱する7月～8月の「ボランティア体験月間」に、楽しく活動を体験する機会を提供し、ボランティア活動に対する社会的な関心を広く喚起することを目的とします。

- ①ボランティア体験2016打合せ会 5月中旬
- ②7月～8月 夏のボランティア体験実施 受入れ施設 16団体
- ③活動報告書の作成

(3) 福祉体験サポーター養成講座（平成28年度～）

- ・期 日 平成28年7月27日（水）
- ・内 容 車椅子介助・高齢者体験

**2-2 ボランティア活動 【会費、共同募金配分金】**

ボランティア活動にかかわる相談・支援・情報提供、研修、ボランティアメニューの開発などを行います。

(1) ボランティアセンターの運営（平成6年度～） ・新規登録目標 10人

ボランティア活動を希望する人からの相談、ボランティアを必要としている施設・団体・個人からの相談、ボランティア活動の紹介など、ボランティアの橋渡しをします。

また、ボランティア活動をしている人や、これからボランティアを始める人に活動の実績に応じてポイントを発行し、ボランティア活動を始めるきっかけや活動継続への促進につなげていきます。

(2) 収集ボランティア（平成7年度～）

誰でも気軽にできるボランティア活動として、町民、学校、企業、関係機関に広く呼び掛け、プルタブ、使用済切手、エコキャップの収集活動を支援していきます。

(3) 除雪ボランティア（平成23年度～）

概ね75才以上の高齢者世帯、障害者のみで構成されている世帯などで、自力で除雪が困難かつ家族や親族及び近隣の協力が困難な世帯を対象に、ボランティアを派遣し除雪活動を行います。

- ・活動期間 12月～3月 主に中学生・高校生ボランティア

(4) 掃除ボランティア（平成24年度～）

概ね75歳以上の高齢者世帯、障害者のみで構成されている世帯などで、家族や親族の協力が困難な世帯に対し、年末にボランティアの協力により高所等の掃除を行います。

- ・期 日 12月26日（月）・27日（火）

(5) サンタボランティア（平成28年度～） ★新規

地域住民相互の連帯感を高めることを目的に、子供達に対し、地区のボランティアがサンタクロースに扮し親から預かったプレゼントを配達します。

- ・期 日 平成28年12月24日（土）
- ・実施場所 小松ヶ丘

**2-3 災害時における災害ボランティア活動** 【会費、共同募金配分金】

(1) 災害ボランティア活動（平成24年度～）

災害時のボランティア活動を効果的に被災者救援につなげるために、関係機関・団体が連携し、平常時のネットワークづくりや災害ボランティアに関する人材育成等の取組を進めていきます。

- ①関係機関・団体等のネットワーク、協力体制の構築
- ②災害ボランティアコーディネーターの育成・登録（県の研修会を活用）9月
- ③防災・減災に関する研修会の開催 年1回
- ④住民の災害に対する意識の高揚（福祉座談会、いきいきサロンなど活用）随意

### Ⅲ 人を大切にし、柔軟に対応できる仕組みづくり (福祉サービス利用支援の充実)

福祉サービス利用者や地域住民の立場に立ち、個人の尊厳と権利の保持、福祉サービスの利用や地域生活の支援に向けた相談・支援を進めます。

また、平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行されたことに伴い、経済的な問題、地域や家族とのつながりの問題などを抱える方々の解決すべき課題を整理し関係機関と連携し、継続的に支援していきます。

**3-1 総合的な相談支援活動の推進** 【補助金、会費】

(1) 心配ごと相談所（昭和63年度～）

心配ごと相談員が住民の様々な相談に応じ、問題の解決や関係機関への橋渡しを行います。

①心配ごと相談所（来所・電話）

- ・開設日 第1・第3水曜日（祝日除く） 午前9時～正午 24日開設
- ・場 所 六戸町老人福祉センター
- ・相談員 人権擁護委員 4人、行政相談員 1人、民生委員 5人  
※相談員1名体制（必要に応じ職員が対応）

②特設合同相談（年4回）

- ア 行政合同相談 5月、10月
- イ 人権合同相談 6月、12月

③会議・研修等

- ア 心配ごと相談所運営会議 4月、10月
- イ 相談技法研修会（青森市） 11月

(2) 福祉総合相談（平成元年度～）

他事業所や他機関と連携し、相談から援助活動まで一貫した相談援助が行えるように支援していきます。

- ・日 時 月曜日～金曜日 午前8時～午後5時
- ・場 所 六戸町老人福祉センター

(3) 生活困窮者自立相談事業（平成27年度～）

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある方々を、早期に発見し、上北自立支援窓口につなぎ、自立相談窓口や関係機関と連携し、自立に向けたきめ細かい支援を行っていきます。

- ・継続件数 3件（町社協受付）

**3-2 福祉サービス利用支援の推進 【会費】**

(1) 日常生活自立支援事業（平成11年度～）

契約者 5件（平成28年3月1日現在） ※平成28年度新規契約目標 2人

①対象者

高齢や障害などによって、自分一人で意思決定し、実行に移すことが難しい状況にあり日常生活に不安がある方で事業の契約内容について判断でき利用を希望する方。

②支援内容

- ア 福祉サービス利用援助
- イ 日常的金銭管理サービス
- ウ 書類預かりサービス

③支援者

生活支援員 2人、基幹的社会福祉協議会専門員（三沢市社協）、町社協職員

④利用料金

1回（おおむね1時間程度） 1,500円 ※生活保護受給者は利用料の負担なし

(2) 福祉サービス苦情解決体制（意見・要望受付）（平成12年度～）

社会福祉法第82条の規程に基づき、利用者、住民からの意見・要望を受け、利用者の権利を擁護するとともに、福祉サービスの向上を図り、本会の福祉サービスを適切に利用できるように支援します。

- ①苦情解決第三者委員運営会議 4月
- ②福祉サービス苦情解決関係者等研修会 7月
- ③苦情・意見・要望等職員間共有 随時
- ④苦情・意見・要望等に関する周知活動



### 3-3 低所得世帯等に対する資金の貸付と支援

#### (1) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業 昭和63年度～） 【会費、県社協助成金】

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、生活の安定を図っていきます。

償還率は平成26年度以降30%台に落ち込んでおり、滞納世帯の多くは就労の問題や多重債務問題などを抱えていることから、借受世帯の状況を把握し、民生委員、県社協と連携し支援していきます。

##### ①資金種類

総合支援資金、教育支援資金、福祉資金、不動産担保型生活資金

##### ②貸付状況

貸付件数 31件（平成28年2月末現在）

滞納件数 20件（内償還期限到来後貸付件数 11件）

##### ③事業内容

ア 借入申込者に対する相談支援、貸付の必要性、妥当性の判断

イ 貸付期間中、貸付決定後の定期的な相談支援、償還指導

ウ 貸付審査会の開催 随時

エ パンフレットの作成、社協だより・ホームページへの掲載

オ 滞納者の償還促進面接 8月

#### (2) たすけあい資金貸付事業（昭和63年度～） 【会費】

低所得世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立を図り安定した生活が送れるように支援します。

①資金種類 生活資金、医療資金、療養資金

②貸付金額 5万円（特別の場合 10万円以内）

③償還期間 6ヶ月（特別の場合 12ヶ月以内）

④貸付審査会の開催 随時

⑤滞納者への償還促進 8月

⑥資金貸付要件非該当世帯に対する、現物（食糧）での緊急支援 随時

#### (3) 高額療養費資金貸付事業（昭和63年度～） 【町短期借入金】

町国民健康保険の被保険者で医療費の支払いが自己負担限度額を超える世帯に対して、当座の医療費の支払いに充てる資金として、高額療養費支給見込み額の9割相当を無利子で貸付します。

## IV 自立した暮らしを支えるサービスの充実（在宅福祉サービスの充実）

地域の福祉課題に即応したサービス、利用者の立場に立ったサービスに取り組んでいきます。また、低所得者や公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題や制度の谷間にある方への対応など、一人ひとりの暮らしを支える事業を推進していきます。

### 4-1 高齢者・障害者等の生活支援サービス

#### (1) 在宅介護用器具貸付事業（平成2年度～） 【会費】

在宅で介護している世帯の経済的及び介護負担の軽減を図ることを目的に車椅子とギャッジベットを無料で貸出します。

- ①車椅子保有台数 37台
- ②ギャッジベット保有台数 33台

#### (2) 移送サービス事業（平成10年度～） 【会費、事業収入】

在宅の高齢者、障害者等で公共の交通機関を利用して移動が困難な方を対象に運輸局の許可車両を使用し、有償で移送サービスを行います。

##### ①利用料

3km未満	300円（片道）
5km未満	500円（片道）
5km以上は5km毎に	500円の加算
40km以上は10km毎に	500円の加算

- ②利用時間 午前8時～午後5時（土・日・祝日は除く）
- ③実施地域 町内、旧十和田市、三沢市、おいらせ町、八戸市の一部
- ④移送サービス有償ボランティア 4人

#### (3) 軽度生活援助事業（町受託事業 平成12年度～） 【町受託金】

日常生活上の支援を必要とする方に、訪問介護員が掃除、洗濯、買い物等の家事援助を行い、自立した日常生活の継続と要介護状態への進行防止を図ります。

- ①対象者 65歳以上の高齢者のみの世帯で日常生活上の援助が必要と認められる方。
- ②内容 家事援助、相談・助言、安否確認等
- ③利用料 1時間 100円
- ④利用上限 週2時間程度

#### (4) 救急医療情報キットの配布

ひとり暮らしの高齢者等の安心・安全を確保するため、かかりつけ医や持病などの情報、緊急連絡先などの情報を専用容器に入れ、万一の緊急時に備えます。

- ・対象者 おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯
- ・実施方法 希望者へ配布します。

#### 4-2 高齢者の生きがいと健康づくり 【町受託金】

一般高齢者を対象に、介護予防事業を推進し、高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進します。

##### (1) グラウンド・ゴルフ大会（平成11年度～）

- ・期 日 5月・9月
- ・共 催 六戸町老人クラブ連合会
- ・後 援 六戸町グラウンド・ゴルフ協会
- ・協 賛 六戸みのりスタンプ会

##### (2) 元気はつらつ教室（平成27年度～）

- ・日 時 毎週金曜日 10:00～11:30
- ・場 所 六戸町老人福祉センター
- ・内 容 筋力アップ体操、レクリエーション
- ・目標参加者 47回開催 1回20人 延940人

##### (3) 町老人福祉センターの運営（平成5年度～）

町内の高齢者の憩いの場である町老人福祉センターの適切な管理運営に努め、利用者の増加に努めます。

- ①火曜日、金曜日の入浴事業
- ②入浴日を利用した生きがい活動の支援
- ③施設及び敷地内の管理・整備
- ④利用者名簿の作成
- ⑤避難訓練 年2回

#### 4-3 介護保険事業 【介護保険事業収入等】

要支援・要介護認定を受けた高齢者が自ら望む環境で、尊厳をもって暮らし、残存能力を活かしながら、在宅で自立した生活を送ることができるよう、公的サービスだけでなく、地域にある社会資源を活用し総合的に支援していきます。

##### (1) 居宅介護支援事業（平成11年度～） 目標利用者 月50人

###### ①サービス内容

- ア 介護保険に関する相談・助言・要介護認定申請の手続き代行
- イ ケアプラン（居宅サービス計画）の作成
- ウ 市町村、保健・医療・福祉サービス機関との連携調査

###### ②営業日及び時間 月曜日～金曜日 午前8時～午後5時まで

※祝日、12月31日～1月3日除く。

- ③調査認定・介護予防プラン作成（町受託）
- ④内部介護支援専門員会議（週1回 事務局含む）

⑤事業啓発活動の実施

ふれあい・いきいきサロン、元気サロン、老人クラブ行事での説明

(2) 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業（平成12年度～） 目標利用者 月35人

①サービス内容

ア 生活援助（掃除、洗濯、買い物、調理・後片付け、ゴミ捨て、ベッドメイク）

イ 身体介護（食事介助、排泄介助、オムツ交換、清拭、体位交換、通院介助、服薬介助等）

②営業日及び時間 日曜日～土曜日 午前6時～午後10時

③利用料金（一部）

訪問時間	身体介護	訪問時間	生活援助
30分未満	270円	45分未満	201円
1時間未満	427円	45分以上	248円
※利用料金は訪問時間に設定			

④ケース検討会議（月2回）

⑤マニュアル見直し検討会議

⑥介護・援助技術向上のための内部研修

(3) 訪問入浴介護事業・介護予防訪問入浴介護（平成12年度～） 目標利用者 月10人

①サービス内容

入浴前の体調チェック→脱衣→入浴→着衣→入浴後の体調チェック

②営業日及び時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

※祝日も営業します。

③利用料金 1回 1,234円

④ケース検討会議（月2回）

⑤介護・援助技術向上のための内部研修

4-4 障害福祉サービス事業

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）（平成18年度～） 目標利用者 月5人

【障害福祉サービス等事業収入、その他補助金収入等】

①対象者 身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害含む）

障害児（身体障害児、知的障害児、18歳未満の精神障害者）

②サービス内容

ア 生活援助（掃除、洗濯、買い物、調理・後片付け、ゴミ捨て、ベッドメイク等）

イ 身体介護（食事介助、排泄介助、オムツ交換、清拭、体位交換、通院介助、服薬介助等）

③営業日及び時間 日曜日～土曜日 午前7時～午後7時

④ケース検討会（月2回）

(2) 重度訪問介護（平成18年度～）

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援など総合的に行います。

(3) 相談支援事業（平成28年度～） ★新規

①指定特定相談支援事業

地域で暮らす障害者（児）が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、障害福祉サービス等の利用計画の作成・利用計画の見直しを行います。

②指定一般相談支援事業

入所施設や病院等からの退所・退院に当たって支援を要する方に対し、施設や病院と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。

## V 民間性を発揮した社協づくり（組織基盤の充実）

組織、財政、事業を評価・見直しを行い、経営基盤を強化していきます。公共性や中立性を確保しつつ、民間組織としての開拓性を活かしていきます。

また、財政及び経理については、適切な内部牽制を実施していきます。

### 5-1 組織体制の充実 【会費、介護保険収入、補助金収入等】

(1) 理事会（昭和63年度～）

法人の経営に関する意思を明確にすると共に経営・運営上、必要事項等を定め、各種事業に関する協議により法人の方向性を決めます。

・開催予定 5月、9月、11月、3月

(2) 評議員会（昭和63年度～）

法人運営上の議決機関として、事業計画・報告、予算・決算の議決や補正予算等重要な案件を審議します。

・開催予定 5月、9月、11月、3月

(3) 監査会（昭和63年度～）

理事の事務執行状況及び法人の会計・財産の状況、事業等が適正に実施されているか監査します。

・決算監査 5月 中間監査 11月、2月

(4) 委員会

①地域福祉委員会（昭和63年度～）

地域福祉事業に関する協議・検討を行い会長に進言します。

・開催予定 6月、2月

②活動指針策定検討委員会（平成21年度～）

活動指針の策定及び見直し、進行管理及び評価を行います。

・開催予定 年1回

③理事・評議員推薦委員会（平成23年度～） 年1回

(5) 役員等研修（平成3年度～）

地域福祉推進及び経営等に関する研修会の開催及び外部研修へ参加します。

- ①役員研修会の開催
- ②外部研修会への参加

(6) 財務管理（平成10年度～）

社会福祉法人会計基準や社協経理規程を遵守し内部牽制に努め、適切に経理処理や財務諸表を作成します。

会計事務を適正に実施するために複数の職員を会計研修会へ参加させ会計事務の理解を図ります。

(7) 職員の資質向上（平成元年度～）

職員の資質向上のために、組織として職員の求める姿勢を明示し、職員ごとに教育・研修計画を策定し、目標として国家資格取得を進めていきます。

- ①社会福祉専門知識・技術及び会計等に係る外部研修への参加及び研修報告会の開催
- ②内部研修会の開催
- ③社会福祉士、介護福祉士等の国家資格取得の推奨
- ④介護支援専門員取得推進

**5-2 自主財源と公的財源の確保 【会費】**

(1) 社協会員の募集（平成元年度～）

地域住民が主体となり、誰もが住みやすい町づくりを目指し、地域福祉活動を推進するため会員の確保に努め、社会福祉協議会の財政基盤の安定を図ります。

会費種類	金額	平成28年度目標（平成27年度実績）
一般会員	1,000円	2,550世帯（2,484世帯）
賛助会員	2,000円	13個人（6個人）
特別賛助会員	5,000円	10団体（8団体・2個人）
団体会員	10,000円	46団体（44団体）

- ①見越ヶ丘・古里ニュータウンの個別訪問 7月上旬
- ②町内会未加入世帯へのダイレクトメール発送
- ③町内会での説明会
- ④団体会員、特別賛助会員等事業所訪問 6月

(2) 赤い羽根共同募金運動（昭和63年度～）

赤い羽根共同募金運動を推進し、募金実績により配分される地域配分金の拡大に努め、地域福祉の向上を図ります。

(3) 町補助金・受託金の安定確保（昭和63年度～）

社協が公益性の高い地域福祉推進の中核的組織であることを重視し、地域福祉推進のための補助金・受託金を継続的に要望していきます。

5-3 実習生等の受け入れ

(1) 実習生・職場体験の受け入れ（平成17年度～）

社会福祉協議会の使命及び福祉人材育成として、六戸町及び近隣市町村出身の社会福祉を専攻している、学生及び社会人等を対象に社会福祉士等、社会福祉に関する資格取得のための実習生の受け入れをします。

- |                    |        |      |
|--------------------|--------|------|
| ①ソーシャルワーク実習（社会福祉士） | 県立保健大学 | 2人予定 |
| ②社会福祉援助技術実習        | 県立保健大学 | 1人予定 |
| ③職場体験              |        |      |

5-4 上北郡社会福祉協議会事務局

上北郡社会福祉協議会の事務局を担当し、上北郡内の社会福祉協議会と連携し地域福祉の推進を図ります。

- ・期間 平成28年6月～平成30年6月まで